

第68回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

令和2年11月20日（金） 午前10時30分から午前11時20分まで

○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子	伊藤保徳	伊藤 亘	内田吉彦
林 泰弘	秀島栄三	廣田憲吾	増田理子
峰野 修	宮脇 勝		

（10名）

○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

企業庁企業立地部研究施設用地開発課長

○出席した事務局職員

都市整備局長	中川善仁
都市整備局都市基盤部長	金田 学
都市整備局都市基盤部都市計画課長	齊藤保則
都市整備局都市基盤部都市計画課担当課長	梶田浩昭
課長補佐	鈴木系一
主事	加藤あすな
主事	藤瀬拓也
主事	三田彩加

1. 開会（事務局：齊藤都市計画課長）

2. あいさつ

中川都市整備局長

3. 議題

(1) 愛知県土地利用基本計画（計画書・計画図）の改正について

ア 説明

資料により、梶田都市計画課担当課長（土地対策）が説明した。

イ 質疑

（宮脇委員）

愛知県土地利用基本計画の計画書案の比較表のところ、再生可能エネルギーの立地の中で風車の問題が出ていることに対して若干コメントです。

いま研究室では風車の立地をゾーニングできないかということで、ドイツとイタリアを研究してみたのですが、ドイツは脱原発してものすごい数の風車が立地してしまっていて、そのゾーニング手法を研究してみました。

日本の制度の中では、風車をコントロールすることが計画上あまり位置づけられていませんので、国土利用計画でできないかと考えられるのですが、それにはまずスタディから愛知県でやってみてはどうかと思います。

実際、どういうところだったら、立地してもさほど回りから苦情が出ないようにできるのか、本当に禁止しなければいけないところのみならず、ドイツのやり方だと誘導してここだったら立地してもいいのではないかという方針が上位計画で示されて、地図上で表示されるというところまで行っています。

それから発電量でも、ドイツの場合だと海上と陸上と立地しているので、陸上の部分はおおよそ2%程度あればおおよそ発電量は賄えるということに対して、それでは土地利用規制上でどこに立地可能なのか、周りの集落からの距離とか散在している住居からの距離とか、自然保護しなければいけないところ、残り差し引いてどこがあるのかというシミュレーションをした結果、誘導しているのですけれども、できれば県内のどういうところだと可能性があるのかを認識したうえで、誘導するための制度技術がないことが一方で課題ですが、そもそもそういう場所がどういう所にあるのかが分かっていないと思いますので、そういう研究を愛知県でも進めてい

けたらなと思っており、研究室でもそういったことを今後やっていきたいので、参考にしていただけたらと思います。コメントです。

(事務局：都市計画課)

なかなか土地利用基本計画とか、国土利用計画では難しいことだと思います。都市計画課では、大規模な土地開発についても指導を行っているのですが、規制法がない部分について、今の太陽光発電だとか風力発電についてもそうなのですが、その場合は起きたことに対して対処する手段がないのが実情でございます。今後、宮脇委員の御研究なども参考にしながら考えてまいりたい。

(秀島委員)

予防的に対処するといふ考えもありですかね。

(宮脇委員)

とりあえずこの五地域の中で、ここはダメという地域は、現状ではできていますか。この五地域はまったくそういうこととはリンクしないという風に読むのかどうかですが。そこはいかがですか。

(事務局：都市計画課)

国定公園とか規制が強い地域では対処ができるところもあります。

(宮脇委員)

地域性は全く対応していない感じですか。自然環境保全法など、そこら辺ではだめですか。自然公園法の範囲だったらコントロールできる感じですか。

(幹事：自然環境課)

自然公園法の関係で、特別地域の設定ということがありまして、その中で、第一種、第二種、第三種という区域分けがありまして、第一種だとか特別保護地区という場所では風車が設置できないという状態になっています。

第二種以下の特別地域内ですともちろん自然環境を守りながらという条件は付くのですが、そういった条件や基準をクリアできれば、

風車の設置が全く不可能ではないという状況になっています。

(増田委員)

すでに国定公園内に風車が立ってしまっていて、国定公園の第二種のような重要なところでも建ってしまっていて対応できていないのが現状だと思います。

愛知県ではないのですが、三重県の方では国定公園の中でも普通に風車が100機くらいは建ってしまっていて、自然保護法には不備もあると思います。

(秀島委員)

もし今後増えていくようでしたら、それなりの対応をご検討いただけたらよいのではないかと個人的には思いました。

(秀島委員)

宮脇委員のご意見は、愛知県土地利用基本計画の改定についての異議ではないと受け止めましたので、異議なしということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

ウ 結論

(秀島会長)

知事からの諮問に対し、愛知県国土利用基本計画（計画書・計画図）答申のとおり答申する。

(2) その他

ア 報告

「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」について、資料により、企業庁企業立地部の岩田研究施設用地開発課長が説明した。

イ 質疑

無し

4. 閉会（齊藤都市計画課長）